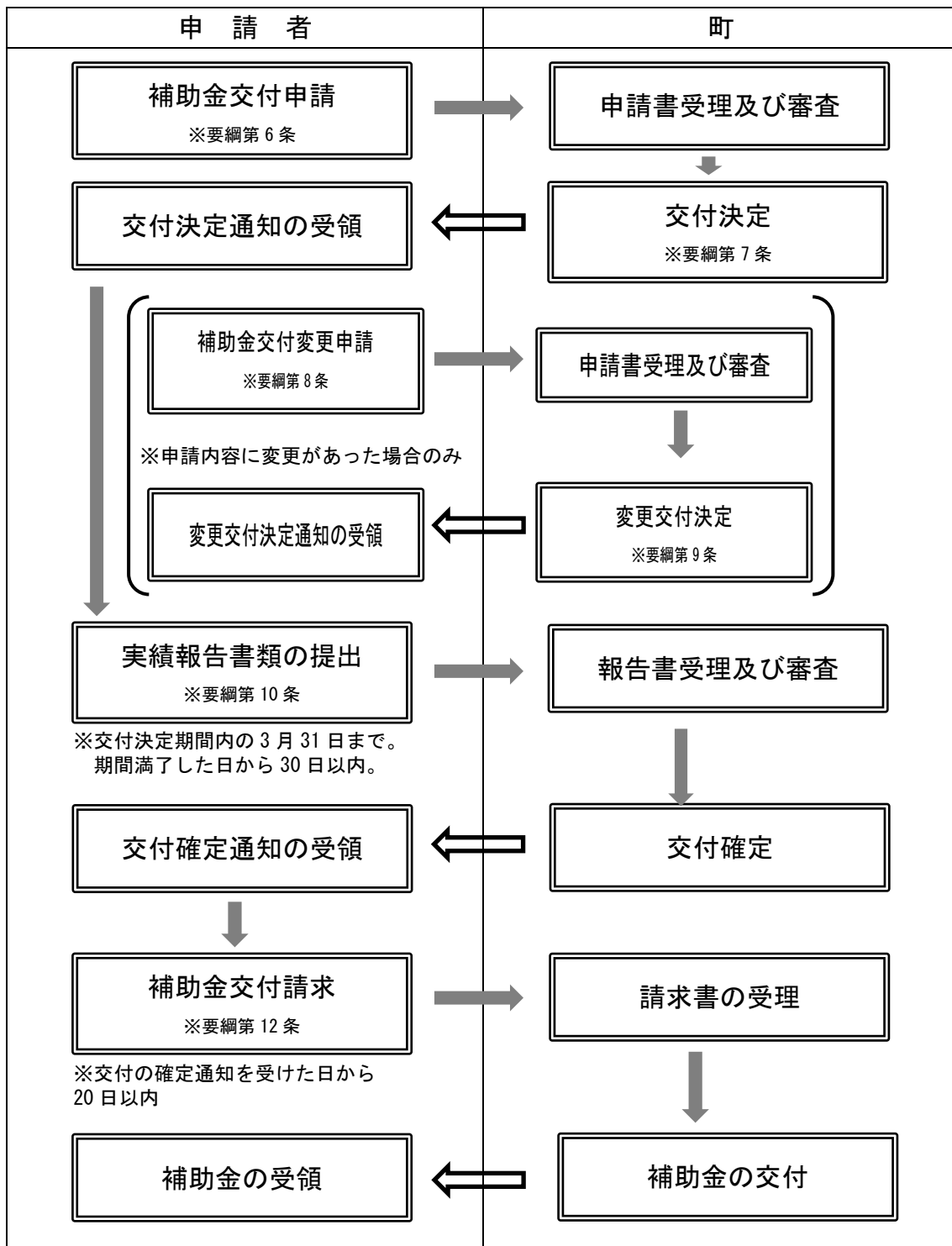


桑折町新婚世帯家賃支援事業補助金申請手続きの流れ

補助金の対象要件（要綱第3条）を満たす人は、表に記載の流れで申請してください。

【申請手続き】



【補助対象要件】

町に定住することを目的に、町内の賃貸住宅を借上げ、居住している新婚夫婦（申請日において、婚姻の届出をしてから1年以内の夫婦）で、次の要件を全て満たす人。

- (1) 申請者本人または配偶者が申請日において45歳未満である人
- (2) 申請者本人または配偶者が、町内の賃貸住宅の賃貸借契約締結者である人
- (3) 世帯全員が、対象の賃貸住宅の所在地に住民登録をしている人
- (4) 家賃を月額30,000円以上支払い、未納がない人
- (5) 申請日の属する年度の前年度において、世帯全員が、納付すべき市町村民税に未納がない人
- (6) 世帯全員が、暴力団員（桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない人